

経営支援センター事業 企業共同研究モデル事業実施要領

(平成17年4月1日)

この要領は、「岩手県内に主たる事業所を持つ建設業許可業者（以下「建設業者」という）」が2者以上共同したグループ（以下「共同研究グループ」という）をつくって実施する経営革新の取り組みに対する支援事業の実施要領を定めたものである。

1 事業の概要

- ・「建設業者」が「共同研究グループ」をつくって、モデル的とみられる経営革新の取り組みを実施する場合、その取り組みに係る活動経費を支給する事業

2 事業の対象

- ・以下のいずれにも該当する取り組みを支援対象とする。
 - 「建設業者」2者以上を含む「共同研究グループ」が実施する取り組みであり、かつグループの代表が建設業者であること（1）
 - 建設業者の経営革新（経営基盤強化、新分野・新市場開拓等）に寄与すると認められる取り組みであること（2）
 - 取り組みの進捗段階が「調査検討」「準備」「着手」のいずれかに当たること（3）
- (1) グループのメンバーに建設業者以外の事業者等が入っていてもよい
- (2) 既に他で取り組まれているものであっても、当該建設業者にとって新しい取り組みであればよい
- (3) 「実施段階」の取り組みは対象としない。ただし、実施済み事業の中の特定分野について「調査検討」「準備」「着手」しようとする場合は対象とする（例えば、商品ができていて、販売のための取り組みを新たに進めようとする場合）

3 事業の内容

- ・活動経費の3分の2に当たる金額を、1件当たり60万円を限度として支給する。
- ・支給対象とする活動経費は以下のとおり。

会議費（会場・備品等の借上実費）
研修費・視察費（研修会開催・視察等の実費）
調査費（アンケート・ヒアリング等に係る実費）
旅費・宿泊費（調査・視察等に係る交通・宿泊費実費）
講師謝金・専門家報酬（研究者・専門家等の派遣費・委託費）（1）
その他必要と認められる経費
（1）いわて産業振興センター専門家派遣事業謝金一覧表に準拠

- ・上記活動経費は、原則として事業終了後に、共同研究グループの代表者が指定する金融機関の口座に振り込むことにより支払う。ただし、事業期間または経費の額を考慮して事業途中で支給する場合がある。

4 手続き

- ・以下の手順による。

「事業実施申請書」(別紙1)

事業内容の確認(ヒアリング)

事業認定・実施

「事業経過報告書および活動経費請求書」(別紙2)

事業成果確認

活動経費支給

「事業報告書」(別紙3)

事業終了

5 問い合わせ先

社団法人岩手県建設業協会 経営支援センター

〒020-0873 岩手県盛岡市松尾町17-9 岩手県建設会館3階

電話 019-653-6111 ファックス 019-625-1792 メール soudan@iwaken.or.jp

担当 水上・藤村